

令和6年2月22日提出

令和6年3月那須塩原市議会
定例会議議案

那須塩原市

令和6年 3月那須塩原市議会定例会議 付議事件

議案番号	件名	主管
同意第1号	那須塩原市教育委員会委員の任命について	総務部
同意第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	企画部
議案第1号	令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第9号)	総務部
議案第2号	令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	保健福祉部
議案第3号	令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	保健福祉部
議案第4号	令和5年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第4号)	保健福祉部
議案第5号	令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第3号)	塩原支所
議案第6号	令和5年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第3号)	上下水道部
議案第7号	令和5年度那須塩原市下水道事業会計補正予算(第3号)	上下水道部
議案第8号	令和6年度那須塩原市一般会計予算	総務部
議案第9号	令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算	保健福祉部
議案第10号	令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算	保健福祉部
議案第11号	令和6年度那須塩原市介護保険特別会計予算	保健福祉部
議案第12号	令和6年度那須塩原市温泉事業特別会計予算	塩原支所
議案第13号	令和6年度那須塩原市墓地事業特別会計予算	市民生活部
議案第14号	令和6年度那須塩原市水道事業会計予算	上下水道部
議案第15号	令和6年度那須塩原市下水道事業会計予算	上下水道部
議案第16号	那須塩原市学校施設整備基金条例の制定について	教育部
議案第17号	那須塩原市社会福祉施設入所等措置負担金徴収条例の制定について	保健福祉部
議案第18号	那須塩原市公告式条例の一部改正について	総務部
議案第19号	那須塩原市監査委員に関する条例の一部改正について	監査委員事務局
議案第20号	那須塩原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	総務部
議案第21号	那須塩原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	総務部
議案第22号	那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	総務部
議案第23号	那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務部
議案第24号	那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	教育部
議案第25号	那須塩原市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について	総務部
議案第26号	那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	総務部
議案第27号	那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務部
議案第28号	那須塩原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務部
議案第29号	那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について	総務部
議案第30号	那須塩原市手数料条例の一部改正について	建設部
議案第31号	那須塩原市介護保険財政調整基金条例の一部改正について	保健福祉部
議案第32号	那須塩原市敬老祝い金条例の一部改正について	保健福祉部
議案第33号	那須塩原市介護保険条例の一部改正について	保健福祉部

議案第34号	那須塩原市青木ふるさと物産センター条例の一部を改正する条例の一部改正について	産業観光部
議案第35号	那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	上下水道部
議案第36号	那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について	上下水道部
議案第37号	那須塩原市産業団地造成事業特別会計条例の廃止について	産業観光部
議案第38号	那須塩原市箒川沿岸運動広場条例の廃止について	産業観光部
議案第39号	那須塩原市塩原温泉華の湯条例の廃止について	塩原支所
議案第40号	契約の締結について	建設部
議案第41号	財産の取得について	教育部
議案第42号	財産の取得について	教育部
議案第43号	第4期那須塩原市障害者計画・第7期那須塩原市障害福祉計画・第3期那須塩原市障害児福祉計画について	保健福祉部
議案第44号	第9期那須塩原市高齢者福祉計画について	保健福祉部
議案第45号	大田原市火葬場の使用に関する協定の締結について	市民生活部
議案第46号	大沼地域における自然再生推進に関する協定の締結について	塩原支所
報告第1号	専決処分報告について〔契約の変更〕	教育部

同意 第1号

那須塩原市教育委員会委員の任命について

次の者を那須塩原市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市大原間264番地7
氏 名 田村 伸之
生年月日 昭和41年 6月27日

住 所 那須塩原市高林454番地
氏 名 君島 知美
生年月日 昭和53年 6月24日

同意 第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市黒磯289番地1

氏 名 福田 一郎

生年月日 昭和27年10月15日

議案 第1号

令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第2号

令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第3号

令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第4号

令和5年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第5号

令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第6号

令和5年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）

令和5年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第7号

令和5年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第3号）

令和5年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第8号

令和6年度那須塩原市一般会計予算

令和6年度那須塩原市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第9号

令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第10号

令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第11号

令和6年度那須塩原市介護保険特別会計予算

令和6年度那須塩原市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第12号

令和6年度那須塩原市温泉事業特別会計予算

令和6年度那須塩原市温泉事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第13号

令和6年度那須塩原市墓地事業特別会計予算

令和6年度那須塩原市墓地事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第14号

令和6年度那須塩原市水道事業会計予算

令和6年度那須塩原市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第15号

令和6年度那須塩原市下水道事業会計予算

令和6年度那須塩原市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第16号

那須塩原市学校施設整備基金条例の制定について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市学校施設整備基金条例

(設置)

第1条 本市が設置する学校施設の整備に要する経費の財源を確保するため、那須塩原市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、寄附金及び一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

る。

(処分)

第6条 基金は、学校施設の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第17号

那須塩原市社会福祉施設入所等措置負担金徴収条例の制定について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市社会福祉施設入所等措置負担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第38条第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第28条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条第1項の規定に基づき、市長が被措置者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）に負担させる費用（以下「負担金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の徴収)

第2条 市長は、次に掲げる負担金について規則で定めるところにより負担金の額を決定し、被措置者又はその扶養義務者から徴収する。

(1) 児童福祉措置費負担金

ア 児童福祉法第22条第1項の規定による妊産婦の助産施設への入所又は入所委託の実施に要する費用

イ 児童福祉法第23条第1項本文の規定による保護者及び児童の母子生活支援施設への入所又は入所委託の実施に要する費用

ウ 児童福祉法第24条第5項の規定による児童の保育所若しくは幼保連携型

認定こども園への入所又は入所委託の実施に要する費用

エ 児童福祉法第24条第6項の規定による児童の保育所若しくは幼保連携型認定こども園への入所若しくは入所委託の措置に要する費用又は児童に対する家庭的保育事業等による保育若しくは保育の委託の措置に要する費用

(2) 身体障害者福祉措置費負担金

ア 身体障害者福祉法第18条第1項の規定による障害福祉サービスの提供又は提供の委託に要する費用

イ 身体障害者福祉法第18条第2項の規定による障害者支援施設等への入所又は障害者支援施設等若しくは医療機関への入所若しくは入院の委託に要する費用

(3) 老人福祉措置費負担金

ア 老人福祉法第10条の4第1項第1号の規定による訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護若しくは第一号訪問事業の便宜の供与又は便宜の供与の委託に要する費用

イ 老人福祉法第10条の4第1項第2号の規定による通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護若しくは第一号通所事業の便宜の供与又は便宜の供与の委託に要する費用

ウ 老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定による短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護への短期入所若しくは養護又は短期入所若しくは養護の委託に要する費用

エ 老人福祉法第10条の4第1項第4号の規定による小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護の便宜及び機能訓練の供与又は便宜及び機能訓練の供与の委託に要する費用

オ 老人福祉法第10条の4第1項第5号の規定による認知症対応型共同生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護の入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助又は入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助の委託に要する費用

カ 老人福祉法第10条の4第1項第6号の規定による複合型サービスの提供又は提供の委託に要する費用

キ 老人福祉法第11条第1項の規定による老人ホームへの入所若しくは入所

委託の措置又は養護受託者への委託に要する費用

ク 老人福祉法第11条第2項の規定による葬祭又は葬祭の委託に要する費用

(4) 知的障害者福祉措置費負担金

ア 知的障害者福祉法第15条の4の規定による障害福祉サービスの提供又は提供の委託に要する費用

イ 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による障害者支援施設等への入所又は入所委託に要する費用

(5) 障害児福祉措置費負担金 児童福祉法第21条の6の規定による障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供又は提供の委託に要する費用

(負担金の納入期限)

第3条 負担金の納入期限は、毎月末日とする。ただし、月の途中において負担金の原因となる措置を受けた場合は、当該月の翌月の末日とする。

(負担金の減免)

第4条 市長は、災害、失業、盗難、疾病又はその他やむを得ない事情により、負担金を納入することが困難であると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第18号

那須塩原市公告式条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市公告式条例の一部を改正する条例

那須塩原市公告式条例（平成17年那須塩原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「塩原支所箒根出張所」を「箒根出張所」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第19号

那須塩原市監査委員に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市監査委員に関する条例（平成17年那須塩原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第20号

那須塩原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年那須塩原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第21号

那須塩原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例

那須塩原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年那須塩原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項」の次に「並びに第28条の2第1項」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第5条を第8条とする。

第4条の2第1項中「公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員」を「禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

（降給の事由及び手続）

第6条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合は、その意に反して、降給することができる。

2 那須塩原市職員の給与に関する条例（平成17年那須塩原市条例第50号。以

下「給与条例」という。) 附則第12項の規定の適用を受ける職員には、市長が別に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動となった旨の通知を行うものとする。

(降給の種類及び効果)

第7条 降給の種類及び効果は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 降格 当該職員に適用する級(給与条例第3条の給料表の職務の級をいう。以下この条において同じ。)を当該職員が現に受けている級の下位の級に変更する。
- (2) 降号 当該職員に適用する給料表の号給を当該職員が現に受けている号給の下位の号給に変更する。
- (3) 法第28条の2第1項に規定する降給 法第28条の2第1項の規定による他の職への降任又は転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格する。
- (4) 給与条例附則第12項の規定による降給 給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第22号

那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年那須塩原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の20の項中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第23号

那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第24号

那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表学校医の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額16,000円	
-----------	-----------	--

第2条 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表学校評議員の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

議案 第25号

那須塩原市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例

(那須塩原市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 那須塩原市特別職報酬等審議会条例(平成17年那須塩原市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(那須塩原市立小中学校等通学区域審議会条例の一部改正)

第2条 那須塩原市立小中学校等通学区域審議会条例(平成17年那須塩原市条例第94号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

(那須塩原市廃棄物減量等推進審議会条例の一部改正)

第3条 那須塩原市廃棄物減量等推進審議会条例(平成17年那須塩原市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

(那須塩原市商工振興協議会条例の一部改正)

第4条 那須塩原市商工振興協議会条例(平成17年那須塩原市条例第167号)の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

(那須塩原市都市計画審議会条例の一部改正)

第5条 那須塩原市都市計画審議会条例（平成17年那須塩原市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

（那須塩原市総合計画審議会条例の一部改正）

第6条 那須塩原市総合計画審議会条例（平成17年那須塩原市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

（那須塩原市上下水道事業審議会条例の一部改正）

第7条 那須塩原市上下水道事業審議会条例（平成19年那須塩原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

（那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正）

第8条 那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成20年那須塩原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「法律施行条例」の次に「（令和4年那須塩原市条例第37号）」を加える。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

第13条中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第12条とする。

（那須塩原市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

第9条 那須塩原市スポーツ推進審議会条例（平成23年那須塩原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

（那須塩原市発達支援保育審査会条例の一部改正）

第10条 那須塩原市発達支援保育審査会条例（平成26年那須塩原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

（那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会条例の一部改正）

第11条 那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会条例（平成26年那須塩原市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(那須塩原市立保育園民営化に係る移管先候補者評価委員会条例の一部改正)

第12条 那須塩原市立保育園民営化に係る移管先候補者評価委員会条例(平成26年那須塩原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(那須塩原市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正)

第13条 那須塩原市老人ホーム入所判定委員会条例(平成26年那須塩原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(那須塩原市地域活動支援センター利用判定委員会条例の一部改正)

第14条 那須塩原市地域活動支援センター利用判定委員会条例(平成26年那須塩原市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(那須塩原市いじめ問題再調査委員会条例の一部改正)

第15条 那須塩原市いじめ問題再調査委員会条例(平成27年那須塩原市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

(那須塩原市奨学生選考委員会条例の一部改正)

第16条 那須塩原市奨学生選考委員会条例(平成27年那須塩原市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(那須塩原市行政不服審査会条例の一部改正)

第17条 那須塩原市行政不服審査会条例(平成27年那須塩原市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

(那須塩原市空き家対策審議会条例の一部改正)

第18条 那須塩原市空き家対策審議会条例(平成28年那須塩原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

(那須塩原市企業立地審議会条例の一部改正)

第19条 那須塩原市企業立地審議会条例(平成29年那須塩原市条例第3号)の

一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

(那須塩原市農業委員会委員候補者選考委員会条例の一部改正)

第20条 那須塩原市農業委員会委員候補者選考委員会条例(平成29年那須塩原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(那須塩原市いじめ問題対策委員会条例の一部改正)

第21条 那須塩原市いじめ問題対策委員会条例(平成30年那須塩原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

(那須塩原市補助金等審査会条例の一部改正)

第22条 那須塩原市補助金等審査会条例(平成30年那須塩原市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

(那須塩原市行財政改革推進計画審議会条例の一部改正)

第23条 那須塩原市行財政改革推進計画審議会条例(令和3年那須塩原市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第26号

那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年那須塩原市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表に定めるところ」を「那須塩原市職員等の旅費に関する条例（平成17年那須塩原市条例第54号）の適用を受ける職員の例」に改める。

第6条の見出し中「給料等」を「給与」に改め、同条中「期末手当、通勤手当及び旅費」を「通勤手当及び期末手当」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第27号

那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年那須塩原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第12条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6月以上の第2号会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項から第4項までの規定は、第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第22条の次に次の1条を加える。

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第22条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6月以上の第1号会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。）について準用する。この場合において、給与条例第17条の4第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあ

るのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬額として規則で定めるところにより算定した額」と読み替えるものとする。

2 第22条第2項から第4項までの規定は、第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第28号

那須塩原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年那須塩原市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 動産差押又は強制執行に従事した職員の特殊勤務手当 日額500円
- (2) 感染症の予防若しくはまん延防止のための消毒作業又は感染症患者の療養指導に従事した職員の特殊勤務手当 日額500円
- (3) 行旅病人の収容作業に従事した職員の特殊勤務手当 日額500円
- (4) 行旅死亡人の収容作業に従事した職員の特殊勤務手当 1回6,500円
- (5) 不法投棄物の回収作業に従事した職員の特殊勤務手当 日額500円
- (6) 高所深所での不安定な箇所での作業に従事した職員の特殊勤務手当 日額500円
- (7) 野犬猫、有害鳥獣等の捕獲又は死体処理に従事した職員の特殊勤務手当 日額500円
- (8) 警察官の立会を必要とする訪問、立入及び相談業務に従事した職員の特殊勤務手当 日額500円
- (9) 夜間における除雪、災害予防作業等に従事した職員の特殊勤務手当 日額500円

(10) 災害対策本部が設置された場合における災害現場の救護並びに復旧又は災害
応急対策のため職務に基づき本市以外の地方公共団体に派遣された場合におけ
る災害現場での支援に従事した職員の特種勤務手当 国家公務員の例により市
長が別に定める額

別表を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第29号

那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那須塩原市国民健康保険税条例（平成17年那須塩原市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第23条第1項各号列記以外の部分中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

第23条第3項第1号中「（第15条第1項に規定する国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にあつては、第3条の規定により算定した所得割額を納税義務が発生した日の属する月から、月割をもって算定して得た額の1箇月分に相当する額）」を削り、同項第2号中「（第15条第1項に規定する国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にあつては、第4条の規定により算定した被保険者均等割額を納税義務が発生した日の属する月から、月割をもって算定して得た額の1箇月分に相当する額）」を削り、同項第3号中「（第15条第1項に規定する国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にあつては、第6条の規定により算定した所得割額を納税義務が発生した日の属する月から、月割をもって算定して得た額の1箇月分に相当する額）」を削り、同項第4号中「（第15条第1項に規定する国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にあつて

は、第7条の規定により算定した被保険者均等割額を納税義務が発生した日の属する月から、月割をもって算定して得た額の1箇月分に相当する額)」を削り、同項第5号中「(第15条第1項に規定する国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にあつては、第9条の規定により算定した所得割額を納税義務が発生した日の属する月から、月割をもって算定して得た額の1箇月分に相当する額)」を削り、同項第6号中「(第15条第1項に規定する国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にあつては、第10条の規定により算定した被保険者均等割額を納税義務が発生した日の属する月から、月割をもって算定して得た額の1箇月分に相当する額)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の那須塩原市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案 第30号

那須塩原市手数料条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市手数料条例の一部を改正する条例

那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1申請手数料の部全体計画の変更の認定の項の次に次のように加える。

接道義務及び道路内建築制限の既存不適格建築物に対する省エネ大規模修繕に係る認定	1件につき	27,000
---	-------	--------

別表第2低炭素建築物新築等計画の認定審査手数料の項、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定審査手数料の項及び建築物エネルギー消費性能に係る認定審査手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第31号

那須塩原市介護保険財政調整基金条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市介護保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

那須塩原市介護保険財政調整基金条例（平成17年那須塩原市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保険給付」の次に「及び地域支援事業」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第32号

那須塩原市敬老祝い金条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市敬老祝い金条例の一部を改正する条例

那須塩原市敬老祝い金条例（平成17年那須塩原市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「満88歳（米寿）」の次に「又は満100歳（上寿）」を加え、「及び100歳（上寿）以上の者」を削る。

第3条第1項第1号中「30,000円」を「1万円」に改め、同項第2号中「以上」を削り、「50,000円」を「10万円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第33号

那須塩原市介護保険条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例

那須塩原市介護保険条例（平成17年那須塩原市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第9条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1号中「32,400円」を「30,400円」に改め、同条第2号中「38,800円」を「35,600円」に改め、同条第3号中「45,300円」を「42,400円」に改め、同条第6号イ及び第7号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同条第8号イ中「又は次号イ」を「、次号イ」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同条第9号ア中「400万円未満」を「420万円未満」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同条第10号中「113,400円」を「106,900円」に、「400万円以上600万円未満」を「420万円以上520万円未満」に、「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同条第11号中「129,600円」を「113,400円」に、「600万円以上800万円未満」を「520万円以上620万円未満」に改め、「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第13号イ」を加え、同条中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 123, 100円

ア 賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 129, 600円

ア 賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第34条中「第17条の12」を「第64条第1号ハ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（保険料に関する経過措置）

2 この条例による改正後の那須塩原市介護保険条例（以下第3項から第5項までにおいて「新条例」という。）第9条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和6年度から令和8年度までにおける保険料率の特例）

3 新条例第9条第1号に該当する者の令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,400円とする。

4 新条例第9条第2号に該当する者の令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,600円とする。

5 新条例第9条第3号に該当する者の令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、42,100円とする。

議案 第34号

那須塩原市青木ふるさと物産センター条例の一部を改正する条例の一部改正
について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市青木ふるさと物産センター条例の一部を改正する条例の一部を改
正する条例

那須塩原市青木ふるさと物産センター条例の一部を改正する条例（令和5年那須
塩原市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第11条及び第12条を削る改正規定を次のように改める。

第11条及び第12条を削り、第10条を第12条とし、第9条第1項中「第
5条」を「第7条」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条中
「第3条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第4条第2号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第6条とする。

第3条を第5条とし、第2条の2を第4条とし、第2条の次に次の1条を加え
る。

（事業）

第3条 物産センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域特産品の紹介に関すること。
- (2) 地域情報の発信に関すること。
- (3) 農畜産物及び特産品のブランディングに関すること。

(4) 農観商工連携事業に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業に関すること。

第13条第2項第1号を改め、同条を第11条とし、第14条を第12条とする改正規定を次のように改める。

第13条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「パン加工販売施設、アイスクリーム加工販売施設、厨房・食堂、農産物販売施設、物産販売施設及び自動販売機設置」を「マルシェ、乳製品製造室及びレストラン」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次のように加える。

(1) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業に関する業務

第13条第4項中「第2条の2第2項、第3条、第4条、第5条、第8条及び第9条」を「第4条、第5条、第6条、第7条、第10条及び第11条」に改め、同項ただし書中「第2条の2第2項」を「第4条第2項」に改める。

別表第1及び別表第2の改正規定中「第2条の2」を「第4条」に、「第6条」を「第8条」に改める。

附則第1項中「令和6年4月1日」を「規則で定める日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附則第2項中「この条例による改正後の那須塩原市青木ふるさと物産センター条例第6条第1項」を「改正後条例第8条第1項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(準備行為)

2 この条例による改正後の青木ふるさと物産センター条例（以下「改正後条例」という。）別表第1及び別表第2に掲げる施設の利用の許可等に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第35号

那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年那須塩原市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第21条各号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第36号

那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

那須塩原市水道事業給水条例（平成17年那須塩原市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項ただし書及び第39条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第37号

那須塩原市産業団地造成事業特別会計条例の廃止について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市産業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例

那須塩原市産業団地造成事業特別会計条例（平成30年那須塩原市条例第4号）

は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 那須塩原市産業団地造成事業特別会計に係る令和5年度の歳入及び歳出並びに決算については、なお従前の例による。

議案 第38号

那須塩原市箒川沿岸運動広場条例の廃止について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市箒川沿岸運動広場条例を廃止する条例

那須塩原市箒川沿岸運動広場条例（平成17年那須塩原市条例第162号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案 第39号

那須塩原市塩原温泉華の湯条例の廃止について

上記議案を提出する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市塩原温泉華の湯条例を廃止する条例

那須塩原市塩原温泉華の湯条例（平成17年那須塩原市条例第179号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第40号

契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- 1 契約の目的 市道新幹線側道西3号線等の整備に伴う工事の施行に関する協定
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 528,332,000円
- 4 契約の相手方 東京都品川区西五反田3丁目5番8号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員東京建設プロジェクトマネジメントオフィス所長
谷口 俊一

議案 第41号

財産の取得について

次の財産の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|---|
| 1 取得財産 | 小学校等教師用指導書 |
| 2 数量 | 1, 270冊 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取得価格 | 30, 195, 880円 |
| 5 契約の相手方 | 那須塩原市本町9番14号
有限会社相馬商店
代表取締役 相馬 聰雄 |

議案 第42号

財産の取得について

次の財産の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 小学校等教師用指導書 |
| 2 数量 | 963冊 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取得価格 | 22,292,160円 |
| 5 契約の相手方 | 那須塩原市永田町9番5号
有限会社旭書店
代表取締役 仙波 清輝 |

議案 第43号

第4期那須塩原市障害者計画・第7期那須塩原市障害福祉計画・第3期那須塩原市障害児福祉計画について

第4期那須塩原市障害者計画・第7期那須塩原市障害福祉計画・第3期那須塩原市障害児福祉計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第44号

第9期那須塩原市高齢者福祉計画について

第9期那須塩原市高齢者福祉計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第45号

大田原市火葬場の使用に関する協定の締結について

次のとおり大田原市火葬場の使用に関する協定を締結したいので、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第3号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- 1 協定の相手方 大田原市
- 2 協定内容 別紙のとおり

大田原市火葬場の使用に関する協定書

大田原市（以下「甲」という。）及び那須塩原市（以下「乙」という。）は、大田原市火葬場（以下「火葬場」という。）を那須塩原市の住民が使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用の方法）

第1条 火葬場の使用の方法については、大田原市火葬場条例（昭和60年大田原市条例第3号）及び大田原市火葬場条例施行規則（平成24年大田原市規則第10号）（以下これらを「条例等」という。）の定めるところによる。

（負担金）

第2条 乙は、火葬場の運営費用の一部を負担金として甲に支払うものとする。

2 前項の負担金の種別は、経常経費負担金及び施設負担金とする。

（経常経費負担金）

第3条 経常経費負担金は、火葬場の運営管理に要する経常的な経費をいい、甲及び乙が次のとおり負担するものとする。

(1) 均等割額 それぞれ経常経費負担金の総額の5パーセントの額

(2) 使用実績割額 経常経費負担金の総額の90パーセントに当該年度の甲及び乙の住民の使用実績の割合を乗じて得た額

（施設負担金）

第4条 施設負担金は、火葬場の施設整備及び大規模な修繕工事に要する臨時的な経費をいい、負担における割合、納入及び精算方法は、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（経費の見積り）

第5条 甲は、第2条の負担金の算定基礎となった翌年度分の経費見積りに関する書類を、毎年度10月末日までに乙に送付し、その意見を聴くものとする。

（経常経費負担金の納入及び精算）

第6条 乙は、経常経費負担金を甲の指定する期日までに甲に納入しなければならない。

2 年度末において当該年度の使用実績及び歳入歳出が確定し、当該年度の経常経費負担金の額に過不足が生じたときは、甲乙それぞれ翌々年度の経常経費負担金

の額の算定において過不足額の調整をするものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 甲は、火葬場の使用について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ乙にその意見を聴くものとし、当該条例等を改正したときは、直ちに乙にその旨を通知するものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の履行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(旧協定の解除)

第9条 甲乙間において平成23年7月7日付けで締結した大田原市火葬場の利用に関する協定書は、本協定の締結をもって合意解除する。

以上のとおり協定を締結した証として、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月 日

甲 大田原市本町一丁目4番1号
大田原市
大田原市長 相馬 憲一

乙 那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市
那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第46号

大沼地域における自然再生推進に関する協定の締結について

次のとおり大沼地域における自然再生推進に関する協定を締結したいので、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第3号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- 1 協定の相手方 塩那森林管理署
- 2 協定内容 別紙のとおり

大沼地域における自然再生推進に関する協定書

(目的)

第1条 塩那森林管理署（以下「署」という。）と那須塩原市（以下「市」という。）とは、お互いに連携・協力し、大沼等の湿地及びその周辺（以下「大沼地域」という。）における自然再生を推進するものとする。

(対象区域)

第2条 本協定の対象区域は、署が所管する国有林のうち、別紙図面に示された153.30haとする。

(協議会の設置)

第3条 署、市及び関係団体で構成する協議会を置くものとする。
2 協議会は、大沼地域における自然再生について協議、報告を行うものとする。

(協定の期間)

第4条 本協定の期間は、令和8年3月31日までとする。なお、本協定を更新する場合は、5年間を基本とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項については、その都度協議するものとする。

協定締結を証するため、協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

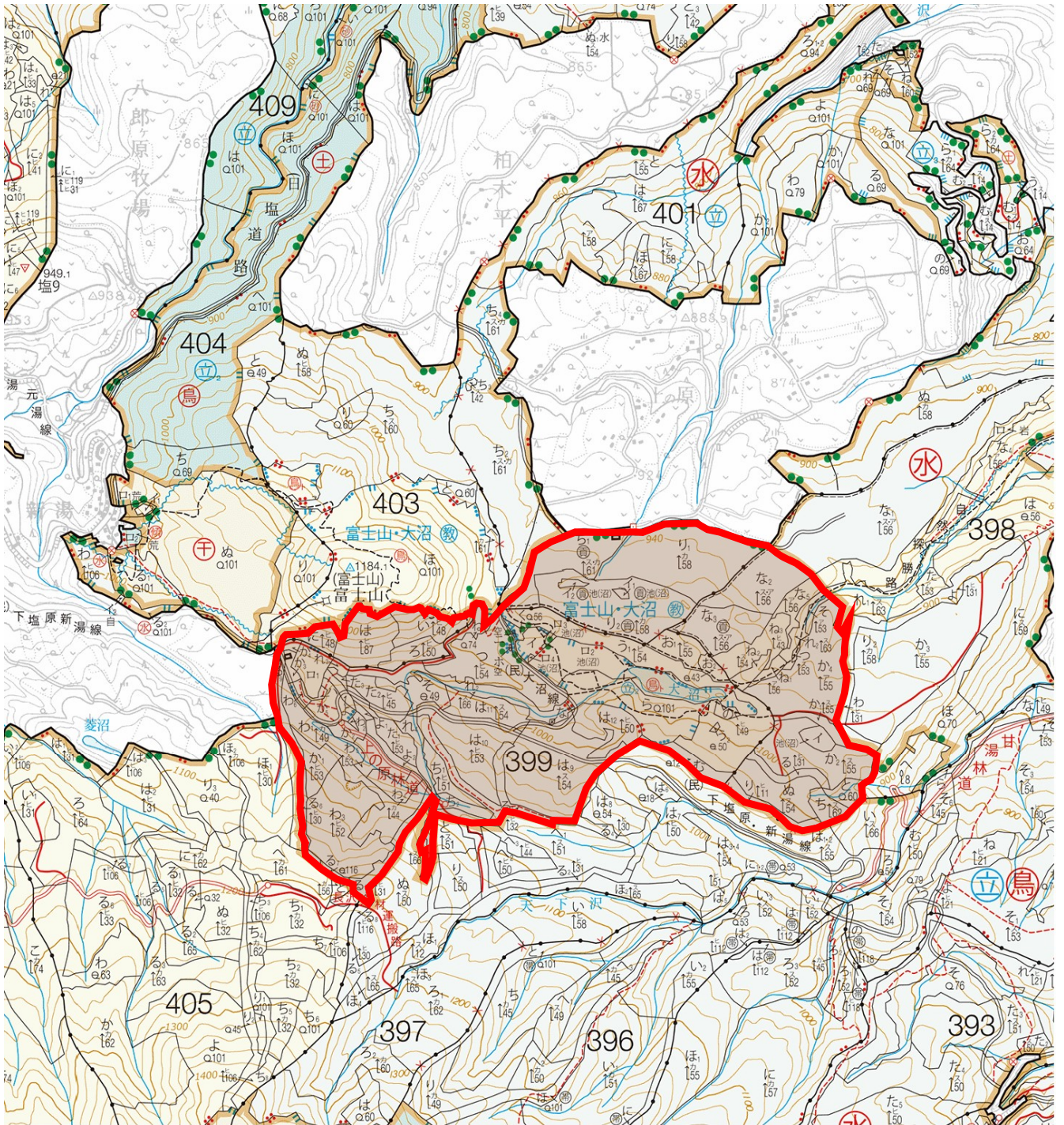
令和 年 月 日

塩那森林管理署長 里見 昌記

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

大沼地域における自然再生推進に関する協定対象区域図

所在 栃木県那須塩原市塩原字西山国有林398林班か1小班外
面積 153.30 ha



凡 例	
協定対象区域	

報告 第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次とおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年 2月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年 1月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

契約の変更について

令和5年6月那須塩原市議会定例会議において議会の議決を得て締結した箒根学園体育館改築工事契約について、契約金額を次のとおり変更する。

契約金額	変更前	576,180,000円
	変更後	570,086,000円